

# 福島自立更生促進センターについて

平成28年12月 法務省 福島保護観察所

## ■目的

自立更生促進センターは、保護観察所に設置される宿泊施設であり、刑務所を仮釈放された人を受け入れ、そこに宿泊させながら、保護観察官が直接、濃密な指導や援助を実施することにより、入所者の自立更生を促進し、円滑な社会復帰につなげ、これらの人が再犯に至るのを防止することを目的としています。

## ■設置場所

福島市狐塚17-1（福島保護観察所等の敷地内）

## ■入所定員

成人男性20名（現在はおおむね9名）

## ■管理指導体制

福島保護観察所のある福島法務合同庁舎敷地内に設置され、福島自立更生促進センター専従の保護観察官のほか、福島保護観察所勤務の保護観察官その他の職員が自立更生促進センターの運営・入所者の指導や援助に当たります。

- センターには、複数の保護観察官が常駐し、夜間は当直を行います。
- 不必要な外出や門限（21：00）以降の夜間外出はさせません。
- 監視カメラによるセンター内外の監視を行います。
- 入所者には、行動計画表を提出させ、また、外出時はGPS機能付携帯電話を所持させ当センターから連絡があった場合それに応じることを義務付け、居場所が把握できる体制を取ります。
- 万が一、遵守事項（じゅんしゅじこう＝保護観察中の約束ごと）違反があれば、速やかに仮釈放を取り消して刑務所に収容することとなります。

## ■入所者選定の基準

- 次のいずれにも該当する者を厳選します。
  - 刑務所内での成績が良好であり、自立・更生の意欲が高いものの、親族のもとや民間の更生保護施設では受入れと適切な処遇が困難な者
  - 刑務所に収容される前に、福島県内又はその周辺（東北6県及び北関東4県）で生活していたことがあるか、センター退所後に福島県内又はその周辺で生活することが見込まれる者
  - 仮釈放を許された成人男性
  - 保護観察期間がおおむね3月以上確保できる者（保護観察期間終了後更生緊急保護の対象となる者を含む。）
  - センターでの集団生活への適応が見込まれる者
  - 執行すべき刑期が10年未満である者
  - 以下に該当しない者（以下に該当する者は入所させません）
    - ・ 子どもを対象とした犯罪を行った者（過去の事件も含む）
    - ・ 依存性の進んだ覚醒剤事犯者
    - ・ 暴力団関係者
    - ・ 性犯罪を行った者（過去の事件も含む）
- 福島自立更生促進センターが、福島の安全・安心に直接寄与するように、上記の「入所条件」を満たす者のうちから、①福島県内で生活していたことがある者、②福島刑務所入所者、③既に福島県内に居住しているものの住居が不安定な状態となっている者を優先させて入所させます。
- センターの入所者の選定に当たっては、入所者がおおむね9名を超えない範囲（12名以下）で運営し、毎年、定期的にその状況を分析し、「運営連絡会議」（→運営のあり方）の意見を聴いた上で、運営方針を検討します。



## ■運営のあり方

- 地域住民の代表、学校関係者、有識者等で構成される第三者機関として「運営連絡会議」を定期的開催し、入所者、センターの運営状況、万が一の、入所中の者による地域での事故状況、退所後の再犯を含む状況等について情報公開を行い、地域の皆様方等に、運営状況をチェックしていただいています。
- 「運営連絡会議」の意見を聴かずに運営方針を変更することはいたしません。

## ■入所者に対する処遇概要

- 入所者に対しては、保護観察官が綿密な生活実態の把握を行い、それに基づいて生活指導を行うほか、再犯防止プログラム等の専門的な指導を実施します。
- ハローワーク、協力的な雇用主等の協力を得ながら、強力な就労の指導と支援を実施します。
- 仮釈放後、スムーズに働くことができるように、刑務所受刑中において協力的な雇用主が面接を行う取組を進めてまいります。
- 退所後の自立生活に向けて、住み込み就職先、親族のもとへの帰住などを調整します。
- 覚せい剤事犯者（センターに入所させるのは依存性が進んでいない者だけです）に対しては、刑務所での更生プログラムと連動して、定期的に薬物検出検査を実施しながら指導を行うプログラムを実施するとともに、ダルク（薬物依存に陥った人たちが依存から回復するために寮生活を送る民間のリハビリ施設）等と協力・連携し、必要な場合には医療機関で受診させます。
- 大学等の外部機関と連携して、再犯防止プログラムを検証し、より効果的なものとなるようにします。
- 保護司や更生保護女性会が企画する教養講座・食事会等を行うとともに、「園芸療法」を活用するなどして、入所者の情操教育を行います（元大分短期大学園芸科准教授横田直人氏との連携）。
- 入所期間は原則3か月間ですが、十分な自立準備ができない場合は、入所期間を柔軟に延長します。
- 入所後の事情により自立が困難になった者については、保護観察所に所属する福祉の専門職である社会復帰調整官の協力を得て、関係機関の参画による「ケースマネジメント会議」を通じて、就労・福祉・医療を支援します。
- センター退所後も、退所した者等の相談を随時受け付けるなどアフターケアに努めます。

## ■地域への安全対策

- センター周辺における巡回パトロールを実施します。
- 一般の方から、センターに関する苦情、相談、御意見等を受け付ける窓口を設けます。

## ■地域への貢献策

- 御要望があれば、保護観察官が、非行の防止等をテーマに、学校等へ出張講義を行います。
- センター入所者による地域の清掃活動等のボランティア活動を実施します。
- センターの教室を地域の方々の会議・会合等のため開放します。

【問い合わせ】

〒960-8017 福島市狐塚17-1

福島自立更生促進センター

☎024-525-3200